

『第7期 佐賀県時短要請協力金』に係る申請の手引

令和4年2月10日

【提出方法等】

【申請期間】

先渡給付申請：令和4年1月27日（木）から令和4年2月10日（木）まで（必着）

第7期の申請：令和4年2月21日（月）から令和4年3月22日（火）まで（必着）

【提出方法】

1 申請書類の提出

① 郵送の場合

申請書類を次の宛先に郵送ください。なお、郵送の際の封筒は角形2号サイズでご提出をお願いします。また、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法でお願いします。

<宛先> 〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号

佐賀県庁 時短要請協力金受付係

※先渡給付申請は令和4年2月10日（木）、第7期申請は令和4年3月22日（火）必着です。

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※送料は申請者側でご負担をお願いします。

② オンライン提出の場合

令和4年2月21日（月）から運用を開始します。

（URL）< <https://www.saga-kyouryokukin.com/> > ※準備中

令和4年3月22日（火）23時59分までに送信を完了してください。



※持参窓口は設けておりません。（感染拡大防止の観点からご協力をお願いします。）

2 申請に必要な書類の入手方法

次の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・佐賀県ホームページからダウンロード



URL：< <https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00384449/index.html> >

- ・佐賀県産業労働部産業政策課での配布
- ・各市町の所定の窓口での配布
- ・各商工団体の所定の窓口での配布

※窓口での配布は平日の9時00分から17時00分までの対応です。

【お問い合わせ先】

ご不明な点は下記の問い合わせ先で対応いたします。

- ・時短要請協力金相談センター

TEL：0952-97-9486 FAX：0952-97-9814 メール：jitan@pref.saga.lg.jp

注意：協力金の不正受給は犯罪です！！

対象要件を満たしていないにも関わらず、偽って協力金の交付を受けようとする行為は犯罪です。不正等が判明した場合は、協力金を返還いただくとともに、申請者の屋号、氏名等を公表するなど、厳正に対処いたします。

協力金の概要

1. 趣旨

新型コロナウイルスによる感染が拡大する中、佐賀県は、「まん延防止等重点措置」が適用されたことを受け、飲食店の皆様に営業時間の短縮等(以下「営業時間短縮」という。)を要請しました。

※“佐賀支え愛”感染対策認証制度における認証店(以下、「認証店」という)と認証店以外の店舗で要請内容が異なります。

第7期要請期間：令和4年1月27日(木)から同年2月20日(日)の25日間

【認証店】

要 請 内 容：通常営業時間が21時を超える店舗が、要請期間中の営業時間を5時から21時までとすること
ただし、通常営業時間が20時を超え21時までの店舗については、期間中の営業時間を5時から20時までとすること

【認証店以外】

要 請 内 容：通常営業時間が20時を超える店舗が、要請期間中の営業時間を5時から20時までとすること
※終日、酒類提供をしないでください(持ち込みも不可)

※「対象要件 1. 対象(1)の表も併せてご覧ください。

この要請に応じて、時短営業要請期間中のすべての日において、営業時間短縮(休業を含む)を行っていただいた飲食店の皆様に対して、『佐賀県時短要請協力金』(以下「協力金」という。)を交付することとします。なお、1日でも欠けた場合は、対象期間における協力金の交付対象となりませんのでご注意ください。

要請期間中に“佐賀県支え愛”感染対策認証店舗になった店舗については、認証が得られた日から認証店に対する要請が適用されます。認証が得られるまでは、飲食店の営業時間を5時から20時までとし、かつ、終日酒類の提供は行わないでください(持ち込みも不可)。

なお、認証前の期間と認証後の期間において、それぞれの期間に対応した張り紙を貼るなどして、周知をお願いします。

2. 交付金額

第7期分は、平成31年、令和2年または令和3年の1月及び2月の1日あたり飲食業売上高(1円未満切り上げ。消費税及び地方消費税を除いた金額。以下、売上高という。)

に応じて1日あたりの協力金が決定されます(1千円未満切り上げ)。その金額に要請期間日数を乗じた金額が、協力金の交付金額となります。

※飲食業売上高は、テイクアウトやデリバリー等の売上高を除いた金額となります。

※「店舗」とは、「事業のために所有又は賃貸借している施設において、店舗名(屋号)を掲げて常設的に広く飲食の提供を行っているもの」をいいます。

1日あたりの協力金の算出方法は以下のとおりです。

(1) 中小企業、個人事業主の場合(売上高方式)

■第7期(要請期間:1/27~2/20の25日間)

平成31年、令和2年または令和3年の1月及び2月の1日あたりの売上高(1月及び2月の売上高÷59日 ※令和2年の場合は60日)の4割。

1日あたりの協力金の下限額は3万円、上限額は10万円。

※年度の売上高しか分からない(平成31年、令和2年または令和3年の1月及び2月の売上高を把握できない)場合は、年度の売上高を年度の日数で割った金額により、1日あたりの売上高を算出いたします。

1日あたりの売上高	1日あたり協力金額
7万5千円以下	3万円
7万5千円超25万円未満	1日あたりの売上高の4割
25万円以上	10万円

<事例1>

●令和3年1月及び2月の売上高が200万円の場合、第7期時短要請協力金として交付される金額は75万円。

(200万円を59で割り1日あたり売上高は3万3,899円。1日あたり売上高が7万5千円以下のため、1日あたり協力金額は3万円。3万円×25日分で75万円。)

<事例2>

●令和2年1月及び2月の売上高が600万円の場合、第7期時短要請協力金として交付される金額は100万円。

(600万円を60で割り1日あたり売上高は10万円。10万円の4割は4万円。4万円×25日分で100万円。)

※中小企業、個人事業主は、売上高減少額方式を選択することも可能です。

(2) 大企業の場合(売上高減少額方式)

■第7期(要請期間:1/27~2/20の25日間)

1日あたりの売上高減少額{(平成31年、令和2年または令和3年の1月及び2月の売上高÷59日 ※令和2年の場合は60日)-(令和4年1月及び2月の

売上高÷59日)の4割。1日あたりの協力金の上限額は20万円。

<事例1>

●平成31年1月及び2月の売上高が2,000万円、令和4年1月及び2月の売上高が600万円の場合、第7期の時短要請協力金として交付される金額は237万5,000円。

(1日あたりの売上高減少額は $(2,000万円 \div 59) - (600万円 \div 59) = 23万7,289円$ 。23万7,289円の4割は9万4,916円、1千円未満切り上げし9万5,000円×25日分で237万5,000円。)

<事例2>

●令和2年1月及び2月の売上高が1,600万円、令和4年1月及び2月の売上高が200万円の場合、第7期の時短要請協力金として交付される金額は235万円。

(1日あたりの売上高減少額は $(1,600万円 \div 60) - (200万円 \div 59) = 23万2,768円$ 。23万2,768円の4割は9万3,108円、1千円未満切り上げし9万4,000円、9万4,000円×25日分で235万円。)

先渡給付金

1. 概要

第2期から第6期のいずれかにおいて佐賀県時短要請協力金の受給実績があり、協力金の計算を「売上高方式」で申請する事業者は、1月27日(木)から2月20日(日)までの全期間、県からの時短要請に確実に応じることを条件に、先渡給付金を受けることができます。

なお、要請期間後に、必ず第7期時短要請協力金の本申請を行う必要があります。

2. 先渡給付金額

第7期分の先渡給付金額は、第7期時短要請協力金の下限額(1日あたり3万円)について、時短要請日数25日分のうち15日分の一律**45万円**です。

※ 残り10日分は、時短要請期間終了後の第7期本申請の審査完了後に追加交付いたします。

対象要件

1. 対象

本協力金の対象となる店舗は、次の(1)から(4)の全てを満たす施設とします。

(1) 佐賀県内で食品衛生法上の飲食店又は喫茶店の営業許可を受け、飲食の提供を行っている店舗（飲食店、喫茶店、遊興施設（キャバレー、スナック、バー等）のうち、従来から夜 20 時から翌朝 5 時までの間に営業していた店舗であること。事業者は、法人、個人事業主を問わず、県外に本社がある場合や大企業も対象となります。

なお、テイクアウトや宅配のみを行っている店舗及びキッチンカー、イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店は対象外となります。

なお、認証店と認証店以外の店舗の取り扱い区分については、次の通りです。

“佐賀支え愛” 感染対策認証の別	通常営業時間	酒類提供	時短営業期間中の営業時間		
			20時までに 閉店	20時を超え21時までに 閉店	休業
認証店	20時まで通常営業	—	対象外（時短対象営業時間がないため）		
	20時を超えて通常営業 (21時までに閉店)	あり	対象	対象外（時短対象営業 時間がないため）	対象
		なし			
	21時を超えて通常営業	あり	対象		
なし					
認証店以外	20時まで通常営業	—	対象外（時短対象営業時間がないため）		
	20時を超えて通常営業	あり	対象外（酒類の提供があったため）		
		なし	対象	対象外（時短対象営業 時間がないため）	対象

(2) 時短営業要請期間中のすべての日において、要請に応じ営業時間短縮（休業を含む）を行った店舗であること。1 日でも欠けた場合は、対象期間における協力金の交付対象となりませんのでご注意ください。

<事例 1> 通常の営業時間が朝 10 時から夜 9 時までの飲食店が、第 7 期において終日酒類の提供を行わず夜 8 時に閉店する場合は、協力金の対象。

<事例 2> 通常の営業時間が朝 10 時から夜 9 時までの飲食店が、第 7 期において酒類の提供を行わず夜 8 時半に閉店する場合は、協力金の対象外。

<事例 3> 通常の営業時間が朝 10 時から夜 9 時までの飲食店が、第 7 期において酒類の提供を行い夜 8 時に閉店する場合は、認証店については協力金の対象だが、認証店以外については協力金の対象外。

<事例 4> 通常の営業時間が朝 10 時から夜 10 時までの飲食店が、第 7 期において終日酒類の提供を行わず夜 9 時に閉店する場合、認証店については協力金の対象だが、認証店以外については協力金の対象外。

<事例 5> 通常の営業時間が朝 10 時から夜 9 時までの飲食店が全ての期間において全日休業する場合は協力金の対象。

<事例 6> 通常の営業時間が朝 10 時から夜 7 時までの飲食店が営業時間の短縮又は全日休業しても協力金の対象外。

<事例 7> 通常の営業時間が朝 10 時から夜 9 時までの飲食店が全ての期間において、終日酒類の提供を行わず、夜 8 時に飲食スペースを閉鎖したうえで、夜 8 時以降にテイクアウトやデリバリーのみ営業する場合は、協力金の対象。

<事例 8> 通常の営業時間が朝 10 時から夜 9 時までの飲食店が全ての期間において

て、酒類の提供を行い、夜 8 時に飲食スペースを閉鎖したうえで、夜 8 時以降にテイクアウトやデリバリーのみ営業する場合は、認証店については協力金の対象だが、認証店以外については協力金の対象外。

＜事例 9＞ 通常の営業時間が朝 10 時から夜 10 時までの飲食店が全ての期間において、終日酒類の提供を行わず、夜 9 時以降に飲食スペースを閉鎖したうえで、テイクアウトやデリバリーのみ営業する場合は、認証店は協力金の対象だが、認証店以外は協力金の対象外。

＜事例 10＞ 通常の営業時間が朝 10 時から夜 10 時までの飲食店が、要請期間中において認証店となり、認証前の期間には終日酒類の提供を行わず夜 8 時に閉店し、認証後の期間において夜 9 時に閉店する場合は、協力金の対象。

＜事例 11＞ 通常の営業時間が朝 10 時から夜 9 時までの飲食店が、要請期間中において認証店となり、終日酒類の提供を行わず夜 8 時に閉店し、認証後の期間において夜 8 時半に閉店する場合は、協力金の対象外。

(3) 対象店舗に関する必要な許認可を取得の上、時短要請の開始以前から営業している店舗であること。

なお、令和 3 年 10 月 1 日以降、継続して営業していることが必要です（令和 3 年 10 月 1 日以降に開業した店舗は、開業日以降、継続して営業していることが必要です）。

(4) 新型コロナウイルス感染症対策に関する業種別ガイドラインに準じて対策を講じていること。

2. 対象外

要請期間中に、(1) 20 時以降（通常営業時間が 21 時を超える認証店については 21 時以降）店内飲食の営業を続けていた場合、(2) 認証店以外が要請期間中に酒類提供を行っていた場合、(3) 令和 3 年 10 月以降、継続して営業していない場合は、本協力金の交付対象にはなりません。

また、自己又は自社若しくは共同事業者の役員等が次のいずれかに該当する者及び次のいずれかに該当する者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人である場合は本協力金の交付対象にはなりません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

申請手続等

1. 申請受付期間

協力金の交付を受けようとする方は、下記申請受付期間内に、申請書類を佐賀県時短協力金受付係に提出してください。

(1) 先渡給付を申請する場合は、1月27日(木)から申請を受付けます。

申請受付の締切は、令和4年2月10日(木)必着です。

※郵送での申請のみです。

(2) 第7期分を申請する場合は、2月21日(月)から申請を受付けます。

申請受付の締切は、令和4年3月22日(火)です。

※Webでの申請も2月21日(月)からとなります。

※郵送の場合は令和4年3月22日(火)必着、オンラインの場合は令和4年3月22日(火)23時59分までに送信を完了してください。

※売上高減少額方式の場合(大企業等)は令和4年2月の売上高情報が必要なため、3月1日(火)以降となります。

2. 申請書類

本協力金は申請者に応じて必要となる書類が異なりますのでご注意ください。

なお、ホームページ等に「資料提出の際の留意事項」を掲示しておりますので、併せてご確認ください。

【全対象店舗共通】

※以下の8から10については、第2～6期時短要請協力金(令和3年5月10日～6月5日、令和3年8月20日～9月12日)のいずれかを受給されており、内容に変更がない場合は提出不要です。

1. 佐賀県時短要請協力金申請書 ※ 複数店舗について申請される方は1回の申請にまとめていただくようお願いします。
2. 誓約書 ※ 誓約書の最下部にある代表者名の欄は、必ず自署でお願いします。
3. 店舗ごとの協力金計算書と提出書類チェックシート
4. 振込先口座申出書(先渡給付金の振込先と同じ場合は提出不要) ※ 振込先の口座は申請者ご本人の口座に限ります。(法人の場合は、当該法人の口座に限ります。)

<p>5. 営業時間短縮の状況（変更前後の営業時間）がわかる書類の写真又は写し</p> <p>(例)・店名、営業時間短縮の期間、時短営業時間（休業の場合は休業する旨）、酒類の提供の別、通常営業時間を告知した店頭貼り紙の写真</p> <p>※ 公衆に周知できる状態で貼ったことがわかる写真をご提出ください。</p> <p>・営業時間短縮を告知した自社ホームページや店頭ポスター、チラシ、SNS の写し</p> <p>※ 公式アカウントによる告知、かつ、掲載日時がわかる告知の写しをご提出ください。</p> <p>※ 営業時間短縮を行う店舗の名称や状況（営業時間短縮の期間、営業時間短縮の状況（変更前後の営業時間）、酒類提供の別）がわかるよう工夫してください。</p>
<p>6. 食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可の写し</p> <p>※ 複数店舗について申請される方は、全ての店舗に係る許可の写しを提出してください。</p>
<p>7. 協力金の振込先口座の通帳の写し</p> <p>※ 通帳のオモテ面、通帳を開いたページの両方（金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義（カタカナ）の情報が確認できるページ）の写し。</p> <p>※ インターネットバンキングの場合、上記の情報が分かるサイトページの写し。</p>
<p>8. 届け出る店舗ごとの外景（店舗名入り）の写真</p>
<p>9. 本人確認書類の写し</p> <p>(法人) 法人代表者の運転免許証、パスポート、保険証等の書類</p> <p>(個人) 運転免許証、パスポート、保険証等の書類</p>
<p>10. 営業実態が確認できる書類</p> <p>※令和2年度の確定申告書、開業届、直近3か月の売上台帳のいずれかの写し。</p>
<p>11. 【特例を活用する申請者のみ】別途定める必要書類</p>

以下は一日あたりの協力金が3万円を超える店舗および大企業（みなし大企業を含みます）のみ必要な書類です。

【中小企業・個人事業主】 で一日あたりの協力金が3万円超の店舗及び **【大企業】**

- ① 令和元年（平成31年）分、令和2年分又は令和3年分の確定申告書の写し
（協力金計算に用いた年のもの）
（法人）法人税確定申告書別表一の写し
（個人）所得税確定申告書B第一表の写し
（受付印があるもの ※電子申請の場合は受付日時、受付番号が印字されているもの）
- ★ **令和3年2月以降に開業した店舗**は、上記に代えて開業日がわかるもの
（法人）法人設立申出書の写し
（個人）開業届の写し（令和4年1月26日までの受付印を押印されたもの）

- ② 店舗ごとの平成31年分、令和2年分又は令和3年の1月及び2月の飲食業売上高が確認できる書類（協力金計算に用いた年のもの）
 （法人）法人事業概況説明書（月別売上高）と売上台帳等の写し 等
 （個人）青色申告（月別売上高）と売上台帳等の写し 等

★ **令和3年2月以降に開業した店舗**は、上記に代えて

開業日から令和4年1月26日までの飲食業売上高が確認できる書類

売上台帳等の写し（確定申告書等根拠となる資料を後日確認させていただく場合があります）

売上高減少額方式により申請する場合は、以下の書類を追加提出

- ③ 店舗ごとの令和4年1月及び2月の飲食業売上高が確認できる書類
 （例）売上台帳等の写し 等

※必要に応じて追加書類の提出及び説明を求められることがあります。

※申請書類の返却はいたしません。

3. 申請に必要な書類の入手方法

次の方法にて、申請様式を入手することができます。

- ① 佐賀県ホームページからダウンロード

URL：< <https://www.pref.saga.lg.jp/kiiji00384449/index.html> >



- ② 佐賀県産業労働部産業政策課での配布

佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号 新館9階南側

- ③ 各市町の所定の窓口（別表1）での配布

- ④ 各商工団体の所定の窓口（別表2）での配布

- ⑤ 令和4年2月10日（木）の新聞折込みチラシ（協力金の案内と申請書類を掲載）

※ 窓口での配布は平日の9時00分から17時00分までの対応です。

別表1 各市町の所定の窓口

市町名・所属名	電話番号	住所
佐賀市商業振興課	0952-40-7100	佐賀市栄町1番1号 本庁6階
唐津市商工振興課	0955-72-9141	唐津市西城内1番1号 大手口別館5階
鳥栖市商工振興課	0942-85-3605	鳥栖市宿町1118番地 南別館1階
多久市商工観光課	0952-75-2117	多久市北多久町大字小侍7-1 1階
伊万里市企業誘致・商工振興課	0955-23-2184	伊万里市立花町1355番地1 本館2階
武雄市商工観光課	0954-23-9237	武雄市武雄町大字昭和12番地10 3階
鹿島市商工観光課	0954-63-3412	鹿島市大字納富分2643番地1 2階
小城市商工観光課	0952-37-6129	小城市三日月町長神田2312番地2 東館1階
嬉野市観光商工課	0954-42-3310	嬉野市嬉野町大字下宿乙1185番地 嬉野庁舎1階
神埼市商工観光課	0952-37-0107	神埼市神埼町鶴3542番地1 本庁2階
吉野ヶ里町産業振興課	0952-37-0350	神埼郡吉野ヶ里町三津777番地 東脊振庁舎2階

基山町産業振興課	0942-92-7945	三養基郡基山町大字宮浦 666 番地 2 階
上峰町産業課	0952-52-7415	三養基郡上峰町大字坊所 383 番地 1 1 階
みやき町企画調整課	0942-89-1655	三養基郡みやき町大字東尾 737-5 みやき町庁舎 2 階
玄海町企画商工課	0955-52-2112	東松浦郡玄海町大字諸浦 348 番地 3 階
有田町商工観光課	0955-46-2500	西松浦郡有田町立部乙 2202 番地 3 階 14 番窓口
大町町企画政策課	0952-82-3112	杵島郡大町町大字大町 5017 番地
江北町地域振興課	0952-86-5615	杵島郡江北町大字山口 1651 番地 1 1 階
白石町商工観光課	0952-84-7123	杵島郡白石町大字福田 1247 番地 1 2 階
太良町企画商工課	0954-67-0312	藤津郡太良町大字多良 1 番地 6 本庁 2 階

※窓口での配布は平日の 9 時 00 分から 17 時 00 分までの対応です。

別表 2 各商工団体の所定の窓口

団体名	電話番号	住所
佐賀商工会議所	0952-24-5158	佐賀市白山二丁目 1 番 12 号 佐賀商工ビル 6 階
唐津商工会議所	0955-72-5141	唐津市大名小路 1-54
鳥栖商工会議所	0942-83-3121	鳥栖市元町 1380-5
伊万里商工会議所	0955-22-3111	伊万里市新天町 663
武雄商工会議所	0954-23-3161	武雄市武雄町大字昭和 1 番地 2
鹿島商工会議所	0954-63-3231	鹿島市大字高津原 4296-41
小城市商工会議所	0952-73-4111	小城市小城市 253-21 ゆめぶらっと小城市 3 階
有田商工会議所	0955-42-4111	西松浦郡有田町本町丙 954 番地 9
多久市商工会	0952-74-2144	多久市北多久町大字小侍 687-19
佐賀市南商工会 (佐賀市産業振興会館内)	0952-47-2590	佐賀市諸富町大字為重 529-5
佐賀市南商工会 東与賀支所	0952-45-1600	佐賀市東与賀町大字田中 277
佐賀市北商工会	0952-62-0174	佐賀市大和町大字尼寺 1854-5
小城市商工会	0952-66-0222	小城市牛津町牛津 726-1
神崎市商工会	0952-52-7131	神崎市神埼町神埼 413-3
吉野ヶ里町商工会	0952-52-4644	神埼郡吉野ヶ里町吉田 283-6
基山町商工会	0942-92-2653	三養基郡基山町大字宮浦 218
みやき町商工会	0942-94-3328	三養基郡みやき町大字原古賀 1043-2
上峰町商工会	0952-52-9505	三養基郡上峰町大字坊所 383-1
唐津東商工会	0955-62-2901	唐津市相知町相知 2044-10
唐津上場商工会	0955-82-3826	唐津市鎮西町名護屋 1801
唐津上場商工会 経営支援センター	0955-52-2118	東松浦郡玄海町諸浦 338-1
武雄市商工会	0954-36-2111	武雄市北方町大字志久 1662
武雄市商工会 山内事務所	0954-45-2505	武雄市山内町大字三間坂甲 13800
大町町商工会	0952-82-5555	杵島郡大町町大字福母 419-3

江北町商工会	0952-86-2151	杵島郡江北町大字山口 3360-2
白石町商工会	0952-84-2043	杵島郡白石町大字福田 1970-6
太良町商工会	0954-67-0069	藤津郡太良町大字多良 1856-2
嬉野市商工会	0954-66-2555	嬉野市塩田町大字馬場下甲 1777-1
佐賀県商工会連合会	0952-26-6101	佐賀市白山二丁目1番12号 佐賀商工ビル6階
佐賀県中小企業団体中央会	0952-23-4598	佐賀市白山二丁目1番12号 佐賀商工ビル6階

※窓口での配布は平日の9時00分から17時00分まで

(佐賀市南商工会 東与賀支所は10時00分から16時00分まで) の対応です。

4. 提出方法

① 郵送の場合

申請書類を次の宛先に郵送することで提出することができます。なお、郵送の際の封筒は角形2号サイズでご提出をお願いします。

また、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法でお願いします。

<宛先>

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号

佐賀県庁時短要請協力金受付係

※令和4年3月22日(火)必着です。

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※送料は申請者側でご負担をお願いします。

② オンライン提出の場合

令和4年2月21日(月)から運用開始します。

(URL) < <https://www.saga-kyouryokukin.com/> >



なお、令和4年3月22日(火)23時59分までに送信を完了してください。

※持参窓口は設けておりません。(感染拡大防止の観点からご協力をお願いします。)

5. 追加書類の提出依頼及び申請内容の確認

申請書類に不足や記入漏れ等の不備があった場合等、必要に応じて、追加書類の提出を求めたり、申請内容の確認や説明を求めるために連絡をすることがあります。

その際、連絡が取れない場合や期日までに指定した書類の提出がない場合には、協力金の交付を受ける意思がないものと判断し、申請を却下します。

6. 交付の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは協力金を交付します。また、本協力金の交付は、申請書類の受理後、速やかに行います。

なお、必要に応じて、追加書類の提出を求めたり、確認のために連絡をすることがあり、交付まで時間を要する場合があります。

7. 通知等

申請書類の審査の結果、本協力金を交付する旨の決定をしたときは、交付に関する通知を発送いたします。

8. 本協力金に関するお問い合わせ先

本協力金の申請等に関してご不明な点がありましたら下記までお問い合わせください。

- ・佐賀県時短要請協力金相談センター
TEL : 0952-97-9486
受付時間 : 9時00分～17時00分 (平日のみ)

その他

1. 協力金の返還

本協力金の交付決定後、対象要件に該当しない事実や虚偽、不正等が発覚した場合は、佐賀県は本協力金の交付決定を取り消します。この場合、申請者は、協力金を返金するとともに、協力金の受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金（協力金の額に年率10.95%の割合で計算した額）の支払いを求められる場合があります。

2. 事業者名等の公表

虚偽や不正等が発覚した場合は、協力金の交付を受けた事業者名、店舗名等の情報を佐賀県ホームページにて公表することがあります。

3. 検査・報告等

本協力金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、佐賀県は対象店舗の営業時間短縮の取組について検査を行うとともに報告等を求めることがあります。